

## 令和2年度 第1回芦屋市営住宅入居者選考委員会 次第

日時 令和2年5月実施  
(持ち回りにて開催)  
場所 各委員調整

### 1 議案

(1) パートナーシップ宣誓制度について

### 2 その他

以上

## 芦屋市営住宅入居者選考委員会委員名簿

選出区分	出身団体名称及び役職名	氏 名
市民団体代表	芦屋市自治会連合会	高橋 正樹
	芦屋市老人クラブ連合会 副会長	中村 美津子
	芦屋市婦人会 役員	福井 香代子
	芦屋市民生児童委員協議会	山中 厚子
	芦屋市白菊会 会長	清水 保子
市議会議員	芦屋市議会民生文教常任委員会 委員長	埴山 和也
	芦屋市議会建設公営企業常任委員会 委員長	長谷 基弘
市 職 員	芦屋市総務部長	稗田 康晴
	芦屋市市民生活部長	森田 昭弘
	芦屋市福祉部長	安達 昌宏
事 務 局	芦屋市都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)	山城 勝
	〃 住宅課長	平見 康則
	〃 住宅課住宅係長	福岡 慶起
	〃 住宅課住宅係	兼光 翔士

## パートナーシップ宣誓制度導入に伴う市営住宅の入居資格の変更について

### 1 現在の規程

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件(…略…)を具備する者でなければならない。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者)その他婚姻の予約者を含む。…略…)があること。

↓

- ・ 「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に、パートナーシップの関係にある方を含むことができるため、規定済みとして取扱うことができる。

(先行他市も同様)

### 2 対応方法

「市営住宅等入居希望者登録 申込案内書」等の記載を、下記のように変更する。(入居資格に該当するため、芦屋市営住宅入居者選考委員会に諮る必要がある。)

(1) 記載内容のうち夫婦に関する部分を変更

「夫婦 (内縁・婚約者も含む)」

↓

「夫婦 (内縁・婚約者も含む) 又はパートナーシップ宣誓済の方」

(2) 提出書類の記載を追加

「パートナーシップの関係にある方

・・・芦屋市の発行したパートナーシップ宣誓書受領証の写し」

以 上

## 芦屋市パートナーシップ宣誓制度の導入について

### 1 導入の趣旨

近年、LGBT などの性の多様性は、各自治体の取組やマスコミによる報道などで取り上げられるようになりましたが、依然として社会の理解を得られないことで、悩みや生きづらさを感じている方は少なくありません。

本市では、多様性を認め合い誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、この課題に積極的に取り組むため、下記のとおり「芦屋市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

### 2 制度の概要

この制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活で協力し合うことを約束した性的マイノリティの方に対して、宣誓に基づき市が「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付するものです。

法的効力はありませんが、性自認や性的指向が他の人と異なることに生きづらさを感じ、またパートナーを家族として認められてこなかった方々の人権尊重を目的とした制度です。

### 3 根拠規定

芦屋市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（別紙添付のとおり）

### 4 宣誓対象者の要件

一方又は双方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 双方が宣誓の当日に成人であること。
  - (2) 双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
  - (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
  - (4) 双方が宣誓しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
  - (5) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと。（近親者の範囲は以下のとおり）
    - ア 直系血族（祖父母、父母、子、孫等）
    - イ 三親等内の傍系血族（兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪）
    - ウ 直系姻族（子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等）
- ※ ただし、宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合、養子縁組を解消すれば宣誓をすることができます。

## 5 宣誓の流れ及び必要書類等

### (1) 宣誓書受領証交付日の予約

事前に電話、メール等で宣誓書受領証の交付日時の予約が必要です。

### (2) 事前審査に必要な書類の提出

必要書類を持参または郵送でお送りいただき、事前審査を行います。

事前審査は、1週間ほどかかります。

#### 【必要書類】

・パートナーシップ宣誓書

・住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）

・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（3か月以内に発行されたもの）

※ 外国籍の方は、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えて提出。

### (3) 宣誓書受領証の交付

予約した宣誓書受領証の交付日時に2人で来庁し、宣誓書受領証に名前を記入していただきます。代筆（宣誓者以外の方）を希望される場合は、代筆者の方も一緒に来庁いただきます。

#### 【本人確認書類】

・個人番号カード（通知書は不可）・旅券・運転免許証など、官公署が発行した免許証、許可証、資格証等。

・上記の書類がない場合は、下記アから2点、またはアから1点とイから1点。

ア 保険証、年金手帳、国民年金・厚生年金保険等の年金証書等

イ 写真付きの学生証、法人が発行した本人が確認できる書類等

## 6 制度開始日

令和2年5月17日

※ 5月17日は、世界保健機関（WHO）が同性愛を国際疾病分類から除外した日でLGBT嫌悪に反対する国際デーとして、LGBTの権利の侵害に対する認識を広め、関心を高めることを目的とした記念日。

日本では、2014年から日本記念日協会により公式に「多様な性にYESの日」として認定されている。

## 7 関連する公的サービス及び運用方法

### (1) 災害見舞金の支給

芦屋市災害見舞金等支給規則第5条（遺族の範囲）第1項第1号の配偶者（届出をしていなくとも事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）にパートナーシップ宣誓者を含める。

(2) 犯罪被害者等への遺族支援金の支給及び日常生活の支援等

芦屋市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条（支援金の種類及び支給対象者）  
第2項第1号の犯罪被害者である市民の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）にパートナーシップ宣誓者を含める。

## 芦屋市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2者間の関係であって、互いに人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを約したものをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成人であること。
- (2) 本市に住所を有している者。（本市への転入を予定している者を含む。）
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がない、かつ、当該パートナーシップ宣誓に係る相手方以外の者と本制度及び他の自治体を実施する同様の制度でパートナーシップの宣誓又は登録をしていないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士でないこと。ただし、同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の間においては、この限りでない。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）又は本市への転入を予定していることが確認できる書類
- (2) 戸籍全部事項証明書（謄本）（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

又は第3条第3号に規定する要件を満たしていることが確認できる書類（宣誓しようとする者の一方又は双方が外国籍を有する場合に限る。）

(3) 宣誓しようとする者の本人確認資料の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合に限り、宣誓書において通称名を使用することができる。

（パートナーシップの宣誓の証明）

第6条 市長は、宣誓書を提出した者が第3条に規定する要件を満たしていると認めたときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を交付することによりパートナーシップ宣誓書の受領証明を行う。

（受領証の再交付）

第7条 受領証の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、受領証を紛失し、又は著しく毀損し、若しくは汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

（パートナーシップの宣誓内容の変更）

第8条 受領者は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ宣誓内容変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証を発行するものとする。この場合において、変更前の受領証は、回収するものとする。

（受領証の返還）

第9条 受領者（受領証を紛失している者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）を提出するとともに、受領証を市長に返還しなければならない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 第3条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当しなくなったとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月17日から施行する。

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入居者選考委員会への諮問）

第15条 市営住宅の入居資格，選考方法，住宅の割当方法その他必要な事項を定めるに当たっては，芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成 18 年芦屋市条例第 5 号）第 2 条に規定する芦屋市営住宅入居者選考委員会に諮るものとする。

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（委員長）

第 3 条の 2 選考委員会に委員長を置き，委員の互選により定める。

2 委員長は，会務を総理し，選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき，又は委員長がかけたときは，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代理する。

（会議）

第 3 条の 3 選考委員は，委員長が招集し，その議長となる。

2 選考委員は，委員の過半数の出席がなければ，会議を開くことができない。

3 選考委員の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

芦屋市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（設置）

第2条 市に次の通り附属機関を置く。

第3条

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市営住宅入居者選考委員会	市営住宅の入居資格，選考方法，住宅の割当方法その他必要な事項について調査審議	12 人以内	(1) 市議会議員 (2) 市民団体の代表者 (3) 市職員	1

（任期）

第 3 条 委員の任期は，第 2 条の表のとおりとする。ただし，特に定める場合を除き，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

## 芦屋市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第 19 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって当該会議で出席者の 3 分の 2 以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う  
解雇・離職者に対する市営住宅の提供について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住居の退去を余儀なくされた方に、居住の安定を図り自立を支援するため、一時的に使用していただけるよう下記のとおり市営住宅を提供しています。

記

- 1 提供戸数  
5戸
- 2 入居期間  
1年以内
- 3 入居要件
  - (1) 市内在住又は在勤の方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇や離職により、住居の退去を余儀なくされた方。
  - (2) 収入基準等の入居要件及び住宅使用料、入居保証金、共益費等の自己負担額は、通常の市営住宅入居と同様になります。
- 4 申し込みの受付
  - (1) 受付開始  
令和2年4月21日（火）から
  - (2) 受付時間  
平日の9時から17時30分まで
  - (3) 受付方法  
芦屋市住宅管理センターの窓口（本庁舎東館1階）にて、先着順で受付を行います。

以上

令和2年5月 日

令和2年度第1回芦屋市営住宅入居者選考委員会に於いて提出された議案1「パートナーシップ宣誓制度」について、下記のとおり決定します。

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項第2号「入居者の資格」に関し、「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」について、芦屋市パートナーシップ宣誓制度実施要項第6条による「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付されたものを含む。

## 署名

委員長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_